

新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>○かしはら万葉ホール条例の一部改正</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 文化ホール(第3条～第13条)</p> <p>第3章 科学館(第14条～第17条)</p> <p>第4章 図書館(第18条～第21条)</p> <p>第5章 雑則(第22条)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第21条 (略)</p> <p>第22条 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 文化ホール(第3条～第13条)</p> <p>第3章 科学館(第14条～第17条)</p> <p>第4章 図書館(第18条～第22条)</p> <p>第5章 雑則(第23条)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第21条 (略)</p> <p><u>(橿原市図書館協議会)</u></p> <p>第22条 <u>法第14条第1項の規定に基づき、図書館に橿原市図書館協議会 (以下「協議会」という。)を置く。</u></p> <p><u>2 協議会は、委員10人以内をもって組織する。</u></p> <p>3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、公募した市民並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。</p> <p><u>4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>5 委員は、再任されることができる。</u></p> <p>第23条 (略)</p>